

○近畿地方整備局告示第 1 1 7 号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 6 年 1 0 月 2 5 日

近畿地方整備局長 長谷川 朋弘

第 1 起業者の名称 和歌山県

第 2 事業の種類 県道白浜久木線改築工事（和歌山県西牟婁郡白浜町庄川字郷地谷地内から同町庄川字牛屋谷地内まで）

第 3 起業地

- 1 収用の部分 和歌山県西牟婁郡白浜町庄川字郷地谷、字小森及び字牛屋谷地内
- 2 使用の部分 和歌山県西牟婁郡白浜町庄川字郷地谷、字小森及び字牛屋谷地内

第 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第 20 条第 1 号の要件への適合性

「県道白浜久木線改築工事」（以下「本件事業」という。）は、和歌山県西牟婁郡白浜町庄川字郷地谷地内から、同町久木字津本地内までの

延長 5,861mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする
県道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業
地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 3 号に掲げる
都道府県道に関する事業であり、法第 3 条第 1 号に掲げる道路法による
道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 1 号の要件を充足すると判断さ
れる。

2 法第 20 条第 2 号の要件への適合性

県道白浜久木線（以下「本路線」という。）は、道路法第 7 条の規定
により和歌山県知事が県道に認定した路線であり、起業者である和歌山
県は、既に本件事業を開始していること、同法第 15 条の規定により和歌
山県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する十分な意思
と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第 20 条第 2 号の要件を充足すると判断さ
れる。

3 法第 20 条第 3 号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、和歌山県西牟婁郡白浜町庄川地内の一般国道 42 号との接
続部を起点とし、同町久木地内の県道日置川大塔線との接続部を終点
とする延長約 10.7 kmの幹線道路である。

本路線は、白浜町日置川地域の山間部から白浜町役場等が立地する
白浜町の中心地への経路であると同時に、一般国道 42 号を經由して西
牟婁地方の中心的都市である田辺市へ連絡する路線であり、地域住民
の生活道路としての役割とともに、白浜町と田辺市等とが締結する災
害時相互応援に関する協定の実現に資するものであり、両地域間の連
携及び交流に大きな役割を果たすことが期待されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）

が存する地域は急峻な地形であることなどから、本件区間は不通区間となっており、現在は、代替路として県道日置川大塔線及び県道上富田すさみ線（以下「両県道」という。）が利用されているものの、これらは和歌山県が管理する県道の構造の技術的基準及び県道に設ける道路標識の寸法を定める条例（平成 25 年和歌山県条例第 18 号。以下「県構造条例」という。）に定める車道幅員を満たさない狭小区間や最小曲線半径を満たさない線形不良区間が複数存在することに加え、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。また、通行止め時には周辺に迂回路がない現状においては、県道日置川大塔線の沿線に存する集落が孤立し、通勤、通学及び生活物資搬送に支障が生じるなど、沿線住民の日常生活に甚大な影響を与えている。

本件事業の完成により、線形の良好な道路が新たに整備され、現道における不通区間が解消され、かつ、自然災害時等において両県道の幹線道路としての機能を補完・代替することから、地域住民の生活交通の利便性の向上に資するとともに、沿線集落の孤立解消や安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて、既存の資料等を基に任意で調査・検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質については、環境基準等を満足する予測となっている。さらに、工事実施にあたっては、騒音、振動及び大気質に配慮し、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型の機械を使用するなど、生活環境に十分配慮することとしている。

また、上記調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）におけ

る特別天然記念物であるカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、ヤイロチョウ、ブチサンショウウオ及びカスミサンショウウオ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅰ類として掲載されているベニゴマガイ、絶滅危惧ⅠA類として掲載されているコンジキハゼ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヤクシマアカシュラン及びキシウナキリスゲその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。本件事業がこれらに及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は軽微であるとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

このほか、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していない。今後、現地において周知の埋蔵文化財等が確認された場合は、和歌山県教育委員会と協議し、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、線形の良い道路を整備し、安全な自動車交通を確保することを主な目的として、県構造条例による第3種第5級の規格に基づく1車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案である現道拡幅及びトンネルルート案のほか、現道拡幅案、局所改良案の3案について検討が行われている。申請案と他の案を比較すると、申請案は、用

地取得の必要面積が最も少なく、施工性に優れ、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

4 法第 20 条第 4 号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間は不通区間となっており、かつ、代替路として現在利用されている両県道は線形不良区間等が複数箇所存在し、自然災害時においては通行止めが実施されていることなどから、できるだけ早期に本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる県道白浜久木線改修促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要

があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

第 5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県西牟婁郡白浜町役場